

第4節 防災機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

市防災会議の構成機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 滝川市

(1) 市長部局

- ア 市防災会議に関すること。
- イ 本部の設置及び組織の運営に関すること。
- ウ 住民の自主防災組織の育成に関すること。
- エ 地震防災に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- オ 防災訓練及び地震防災上必要な教育の実施に関すること。
- カ 災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査に関すること。
- キ 防災に関する食糧、資材及び機器の備蓄及び供給に関すること。
- ク 災害応急対策、特殊災害対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- ケ 避難の勧告又は指示に関すること。
- コ 被災者に対する救助並びに救護及び救援に関すること。
- サ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
- シ 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関すること。
- ス 避難行動要支援者の擁護に関すること。
- セ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

(2) 教育委員会事務局

- ア 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の実施に関すること。
- イ 教育施設の被害調査及び報告に関すること。
- ウ 文教施設及び文化財の保全対策等に関すること。

2 指定地方行政機関

(1) 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所

- ア 所轄国道の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
- イ 災害時における所管国道の交通の確保に関すること。
- ウ その他所有物件の管理に関すること。

(2) 国土交通省北海道開発局札幌開発建設部滝川河川事務所

所轄河川の維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。

(3) 農林水産省北海道農政事務所旭川地域拠点

農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。

(4) 厚生労働省北海道労働局滝川労働基準監督署

第1章（総則）

事業場、工場等の産業災害の防止対策に関すること。

(5) 厚生労働省北海道労働局滝川公共職業安定所

- ア 被災地域における労働力の供給に関すること。
- イ 被災失業者の職業紹介に関すること。
- ウ 労働力需要情報の収集及び関係機関との連絡に関すること。
- エ 災害時における求職者給付の支給の特別措置に関すること。

3 自衛隊（陸上自衛隊第10普通科連隊）

災害派遣要請権者の要請に基づく人命又は財産保護のための救護活動及び応急復旧活動に関すること。

4 北海道

(1) 空知総合振興局地域創生部

- ア 防災に関する食糧の供給、資材及び機器の備蓄及び供給に関すること。
- イ 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- ウ 市町村及び防災関係機関が実施する防災事務又は業務の総合調整に関すること。
- エ 災害時の交通及び輸送の確保に関すること。
- オ 災害時におけるボランティア活動に関すること。
- カ 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- キ その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関すること。

(2) 空知総合振興局札幌建設管理部滝川出張所

- ア 水防技術の指導に関すること。
- イ 所轄道路及び河川についての維持管理及び災害応急対策並びに災害復旧に関すること。
- ウ 災害時における道道の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。

(3) 空知総合振興局保健環境部滝川地域保健室（滝川保健所）

- ア 医療施設及び衛生施設等の被害報告に関すること。
- イ 災害時における医療救護活動の推進に関すること。
- ウ 災害時における防疫活動に関すること。
- エ 災害時における給水等環境衛生活動の推進に関すること。
- オ 食品衛生の指導及び監視に関すること。

(4) 空知農業改良普及センター中空知支所

- ア 農作物被害に対する応急措置及び対策の指導に関すること。
- イ 被害地の病虫害防除の指導に関すること。

(5) 空知総合振興局森林室

道有林の管理に関すること

5 滝川警察署

- (1) 災害時における住民の避難誘導及び被災者の救出救護並びに緊急交通路の確保に関すること。
- (2) 災害の予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等の伝達及び災害情報の収集に関する

こと。

- (3) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関すること。
- (4) 犯罪の予防、取締り等に関すること。
- (5) 危険物に対する保安対策に関すること。
- (6) 広報活動に関すること。
- (7) 自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関すること。

6 滝川地区広域消防事務組合

- (1) 消防活動に関すること。
- (2) 水防活動に関すること。
- (3) その他災害時における救急救助活動に関すること。

7 中空知広域水道企業団

- (1) 災害時における飲料水の確保及び給水に関すること。
- (2) 応急給水に関すること。

8 指定公共機関

- (1) 北海道旅客鉄道株式会社
 - ア 災害時における鉄道による輸送の確保に関すること。
 - イ 災害時における救援物資の緊急輸送に関すること。
- (2) 日本郵便株式会社北海道支社（滝川市内郵便局）
 - ア 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関すること。
 - イ 郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関すること。
 - ウ 貯金の非常払い及びかんぽ生命の各保険の非常取り扱いの調整に関すること。
 - エ 郵便局ネットワークを活用した広報活動に関すること。
- (3) 北海道電力株式会社滝川営業所
 - ア 電力供給施設の防災対策に関すること。
 - イ 災害時における電力供給の確保に関すること。
- (4) 日本通運株式会社滝川支店
 - 災害時における救援物資の緊急輸送等の支援に関すること。
- (5) 日本赤十字社北海道支部滝川市地区
 - ア 災害時における医療、助産その他救助及び救護に関すること。
 - イ 災害ボランティアの受入れに関すること。
 - ウ 災害ボランティア（民間団体及び個人）が行う救助活動の連絡調整に関すること。
 - エ 災害義援金品の募集（配分）に関すること。

9 指定地方公共機関

- (1) 滝川ガス株式会社
 - ア ガス供給施設の防災対策に関すること。
 - イ 災害時におけるガスの供給の確保に関すること。
- (2) 空知土地改良区及び江部乙土地改良区

第1章（総則）

- ア 水門、樋門、導水路及び溜池の防災対策に関する事。
- イ 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。

(3) 滝川市医師会

災害時における医療関係機関との連絡調整並びに応急医療及び助産、その他救助の実施に関する事。

(4) 空知歯科医師会

災害時における歯科医療活動に関する事

10 公共的団体及び防災上重要施設の管理者

(1) たきかわ農業協同組合

- ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。
- イ 被災組合員に対する融資及びそのあっせん並びに生産資材、生活物資及び家畜飼料等の確保に関する事。
- ウ 保険金や共済金支払の手續に関する事。

(2) 滝川商工会議所及び江部乙商工会

- ア 災害時における救援用物資及び復旧資材確保についての協力に関する事。
- イ 被災商工業者の経営指導及び復旧資金のあっせんに関する事。

(3) 滝川建設協会

災害時における応急土木工事の支援活動に関する事。

(4) 北海道中央バス株式会社空知統轄事務所

災害時におけるバス等による輸送の確保に関する事。

(5) 東日本電信電話株式会社北海道事業部

- ア 気象官署からの気象警報を防災関係機関へ伝達する事。
- イ 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電話電報の利用制限を実施し、重要通信の確保を図る事。
- ウ 災害時における電気等通信の確保に関する事。

(6) 一般運送業者

- ア 災害時における救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送等の協力に関する事。
- イ 災害による復旧資材の輸送について協力する事。

(7) 危険物関係施設管理者

災害時における危険物の保安と供給の確保に関する事。

(8) 高圧ガス関係施設管理者

災害時における危険物の保安と供給の確保に関する事。

(9) 電気通信事業者

災害時における電気通信の確保に関する事。

(10) 公益社団法人滝川スカイスポーツ振興協会

- ア 災害時における航空機による情報収集及び伝達に関する事。
- イ 航空管制及び航空情報の提供並びに運航支援に関する事。

過去における災害の主な記録		
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害
H. 13. 9. 9 ～9. 12	秋雨前線及び台風15号による大雨で被害を受けた。	床上浸水 2戸 床下浸水 16戸 田 17ha 農作物 2ha 農業用施設 5か所 中小河川 9か所 道路 25か所 文教施設 1か所 公共施設 3か所
H. 14. 1. 21 ～1. 22	低気圧通過による強風で被害を受けた。	半壊家屋 1戸 一部破損家屋 8戸 " 納屋 26棟 " 牛舎 1棟 倉庫等 8棟
H. 14. 10. 2 ～10. 3	台風21号による強風で被害を受けた。	一部破損家屋 1戸 街路樹の倒木 13本 公園内の倒木 8本
H. 16. 9. 1	台風16号による強風で被害を受けた。	非住家一部破損 2棟 公園施設 2か所 街路樹の倒木 2本 公園内の倒木 8本
H. 16. 9. 8	台風18号による強風で被害を受けた。 (災害対策本部設置)	重傷者 9名 軽症者 5名 半壊家屋 4戸 一部破損家屋 141戸 公営住宅一部破損 319戸 非住家一部破損 422件 農作物 2, 826ha 営農施設 357か所

過去における災害の主な記録		
発生年月日	災 害 の 概 要	被 害
		文教施設 14所 公共施設 58か所 街路樹の倒木 208本 公園内の倒木 844本
H. 21. 7. 19	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。	中小河川 6か所 道路 8か所
H. 22. 8. 24	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 ・総雨量107mm、時間最大54mm（観測史上最大） ・避難所1か所（幸町地区コミュニティセンター）	床上浸水 2戸 床下浸水 29戸 中小河川 6か所 道路 8か所 文教施設 2か所 公共施設 1か所
H. 23. 8. 14	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量97.5mm、3時間降水量80mm（観測史上最大）、時間最大39mm	中小河川 2か所 道路 1か所
H. 23. 9. 2 ～9. 5	台風12号による大雨で被害をうけた。 総雨量216.5mm、時間最大31mm	中小河川 17か所 道路 14か所 公共施設 3か所
H. 26. 7. 26 ～7. 28	低気圧の影響による大雨で被害を受けた。 総雨量138.5mm	中小河川 13か所 道路 9か所 林道 1か所
H27. 10. 1 ～10. 2	低気圧の影響による強風で被害を受けた。 最大風速 18.1m/s 瞬間最大風速28.8m/s	一部損壊家屋 2戸 非住家一部損壊 1棟 田 0.1ha 畑 5.0ha 営農施設 2か所 街路樹倒木 17本
H27. 10. 8	台風第23号による強風で被害を受けた。 最大風速 10.1m/s 瞬間最大風速17.5m/s	一部損壊家屋 1戸 非住家一部損壊 3件 街路樹の倒木 8本
H28. 2. 29	暴風雪により被害を受けた。 （国道12号線 14丁目～深川市音江間 約6時間）	通行止め 1路線 雪による立ち往生 15台

H28. 8. 19 ～8. 24	台風第11号・第9号の影響による大雨で被害を受けた。 （災害対策本部設置） （避難勧告発令 25戸50人） （避難所開設 1箇所 避難者7世帯10人） 累計雨量 236.0mm 日最大降雨量 178.5mm 1時間最大降雨量 29.5mm	床上浸水 2戸 床下浸水 3戸 田 13.6ha 畑 12.0ha 中小河川 6か所 道路 3か所 公園 2か所 文教施設 3か所
H28. 8. 30	台風第10号の影響による強風で被害を受けた。 最大風速 10.2m/s 瞬間最大風速23.0m/s	一部損壊住家 2戸 非住家一部損壊 1棟 田 0.1ha 畑 5.0ha 営農施設 2棟 街路樹倒木 17本 公園樹倒木 3本

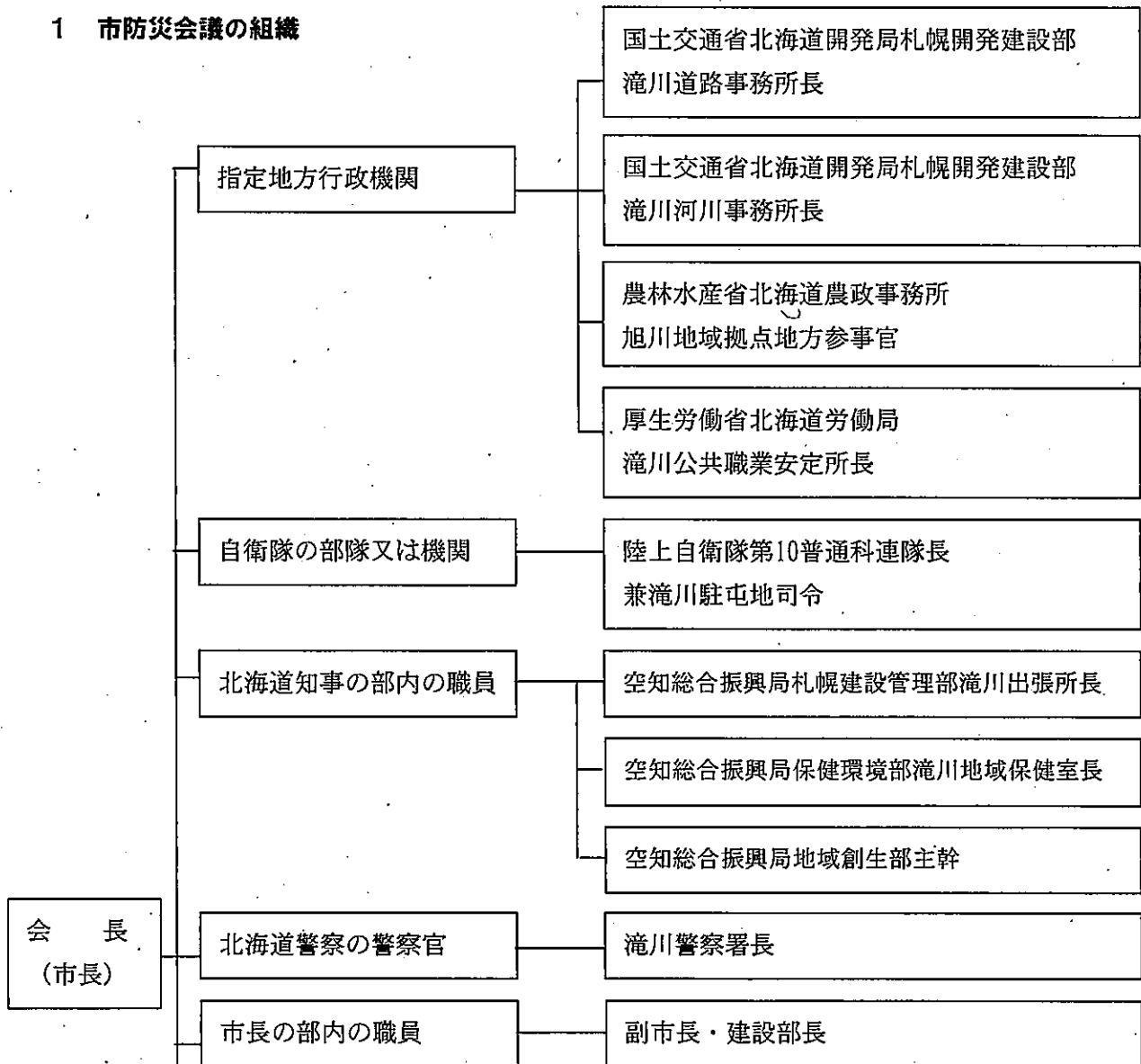
第2章 防 災 組 織

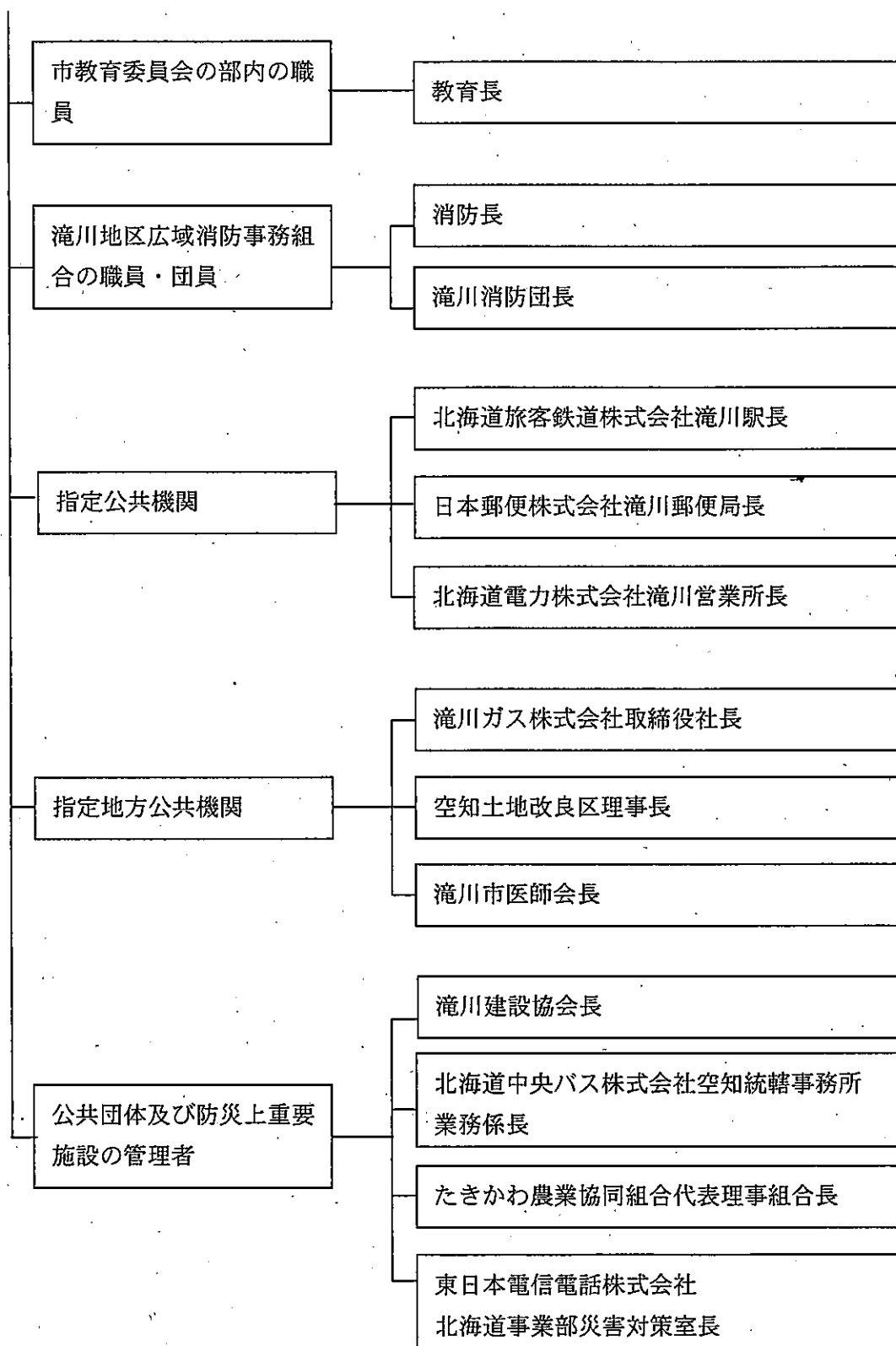
災害の予防、応急対策及び復旧等の防災活動に即応する体制を確立し、災害対策の総合的運営を図るため、防災に関する組織及びその運営等に関する事項を定め、災害対策の実施体制の確立を図るものとする。

第1節 滝川市防災会議

市防災会議は、市長を会長とし、基本法第16条第6項の規定に基づく防災会議条例第3条第5項各号に掲げる者を委員として組織するものであり、本市における災害に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに災害の発生時における情報の収集等を任務とする。

1 市防災会議の組織





2. 市防災会議の運営

防災会議条例及び滝川市防災会議運営規程（昭和46年防災会議規程第1号）の定めるところによる。

第2節 災害対策本部

市長は、市の区域内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で必要があると認めるときは、基本法第23条の2第1項及び災害対策本部条例に基づき、災害対策本部を設置し、防災活動を推進するものとする。

1 本部の組織

災害対策本部の組織は、別表第1のとおりとする。

2 本部の設置基準等

(1) 本部の設置基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次の各号のいずれかに該当し必要があると認めるときは、基本法第23条の2第1項の規定に基づき、災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

ア 暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水その他気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく警報等が発表され、災害が発生したとき、又は発生するおそれのあるとき。

イ 市内に震度5弱以上の地震が発生したとき、若しくは地震による大規模な被害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。

ウ 大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

エ 災害が発生し、その規模及び範囲から特に総合的な対策を要するとき。

(2) 本部の設置場所

本部は、滝川市庁舎に設置する。市庁舎が災害等により被災し本部機能を有しなくなったとき、又はその恐れがあるときは、滝川市スポーツセンターに本部を設置する。

(3) 本部の設置

本部を設置したときは、直ちに全職員に庁内放送及び電話等で周知する。

(4) 本部の廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したとき、又は災害発生後における災害応急措置が完了したときは、本部を廃止する。

3 本部の設置又は廃止の通知及び公表

本部を設置又は廃止したときは、関係機関（指定地方行政機関、指定公共機関、警察署、消防機関等）に対して通知することとし、住民に対しては報道機関等により周知する。

4 本部員会議

本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(1) 本部員会議の協議事項

ア 本部の配備体制の変更及び解除に関すること。

イ 災害情報及び被害状況の分析とそれに伴う対策活動の基本方針に関すること。

ウ 自衛隊関係機関に対する応援の要請及び救助法適用の申請に関すること。

エ その他災害対策に関する重要な事項

(2) 本部員会議の開催

- ア 本部員会議は、本部長が必要に応じ招集する。
- イ 本部員は、それぞれ所管事項について会議に必要な資料を提出しなければならない。
- ウ 本部員は、必要に応じ所要の職員を伴って会議に出席することができる。
- エ 本部員は、会議の招集が必要であると認めるときは、統括部長にその旨申し出るものとする。

5 本部設置時における事務分掌

本部設置時における事務分掌は、別表第2のとおりとする。

6 本部及び本部職員の標識

(1) 本部の標識

本部を設置したときは、別に定める標識を庁舎南玄関に掲げるものとする。（別図）

(2) 本部職員の標識

災害対策に従事する本部職員は、別に定める腕章を着用するものとする。（別図）

(3) 本部自動車の標識

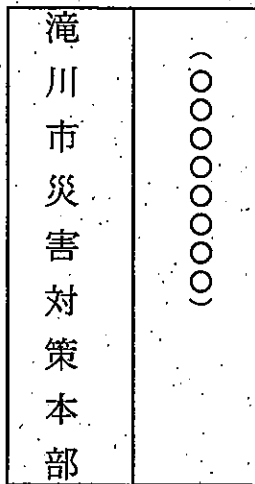
災害対策本部の自動車には、別に定める標識を自動車の左前方に掲げるものとする。
（別図）

7 市長の職務の代理

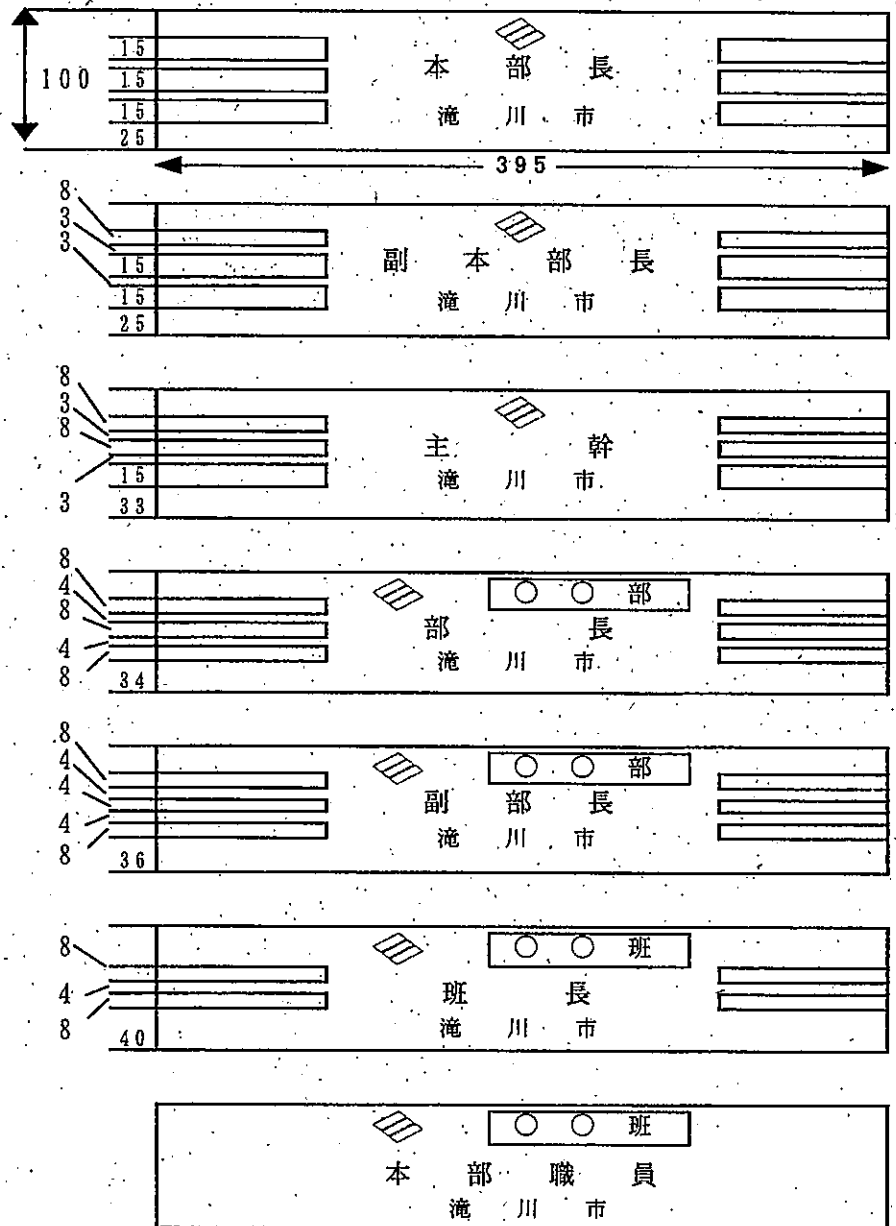
本部の設置をはじめ、災害応急対策等に係る市長の職務に関して、市長に事故あるときは、副市長、総務部長の順にその職務を代理する。

別 図

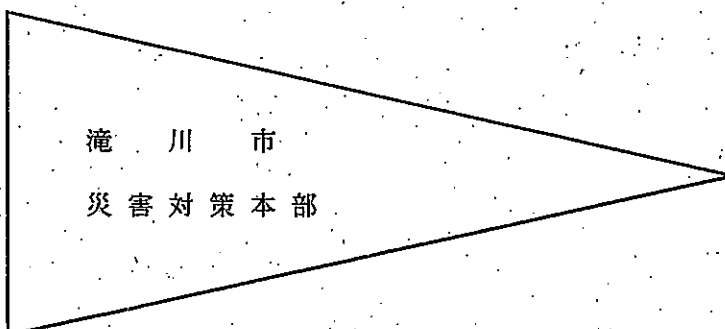
1 本部の標識



2 腕章 (単位: mm)



3 本部自動車の標識



(成)

20

別表第2 災害対策本部設置時における事務分掌

部	班	所 掌 事 務
救 護 部	避 難 対 策 班	3 被災者の避難誘導に関すること。（警察、消防機関及び市民対策班と協力実施）
		4 被災者及び災害業務従事者に対する食糧供給に関すること。
		5 被災者に対する応急生活援助物資の調達及び配分に関すること。
		6 救助法上の事務の総括に関すること。
		7 社会福祉施設の被害調査及び応急措置並びに復旧対策に関すること。
		8 日本赤十字社救助活動の連絡調整に関すること。
		9 被災者に対する弔慰金及び災害援助資金に関すること。
		10 被災地及び避難所の保健指導並びに感染症に関すること。
		11 応急医療及び助産関係の連絡調整に関すること。
		12 避難行動要支援者の避難に関すること。
施 設 部	土 木 班	1 水防施設及び危険水防区域等の巡視警戒に関すること。
		2 水防計画に定める水防活動に関すること。
		3 道路・河川・土木関係被災状況及び被害調査の取りまとめ並びに応急措置に関すること。
		4 応急措置に係る資器材等の調達及び配分に関すること。
		5 作業用車両及び土木建設用機械等の確保に関すること。
		6 道路の通行規制及び総合調整に関すること。
		7 内水排除活動に関すること。
		8 障害物の除去に関すること。
		9 その他土木施設の維持保全に関すること。
		10 部内各班への支援に関すること。
	建 築 住 宅 施 設 班	1 公共建築物及び市営住宅の災害応急工事に関すること。
		2 避難所及び救護所等の設営工事に関すること。
		3 応急仮設住宅の建設に関すること。
		4 被災者住宅の応急修理に関すること。
		5 被災者住宅対策（宅地建物の融資制度及び貸付相談等）に関すること。
		6 被災宅地安全対策に関すること。
		7 土木班への支援に関すること。
	施 設 班	1 公園緑地、街路樹等の被害調査及び応急措置に関すること。
		2 被災地の復旧に伴う都市計画の立案及び実施に関すること。
		3 土木班及び建築住宅施設班への支援に関すること。
	施 下 設 水 班 道	1 下水道施設の被害調査に関すること。
		2 下水道施設の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。
		3 中空知広域水道企業団の施設及び給水用務への支援に関すること。
		4 中空知広域水道企業団へ滝川市防災会議等の防災情報の提供に関すること。

第2章（防災組織）

部	班	所 掌 事 務
教 育 援 護 部	教 育 対 策 班	1 文教関係被害調査に関すること。 2 教育施設等の防災、災害応急対策及び復旧対策に関すること。 3 災害時における児童及び生徒の避難等応急措置に関すること。 4 被災児童及び生徒の給食及び学用品の給付に関すること。 5 避難対策班の行う炊き出し業務の支援協力を行うこと。
	避 難 所 対 策 班	1 教育委員会所管施設の避難所の運営管理に関すること。 2 避難対策班への支援に関すること。
医 療 部	医 療 班	1 応急救護所の設置及び被災者の応急医療に関すること。 2 医薬品及び医療資材の確保に関すること。
滝川地区広域 消防事務組合		1 消防計画による災害救急救助、救出活動の実施に関すること。 2 他部及び消防関係団体等との連絡調整に関すること。 3 その他災害時の消防活動に関すること。
◎協力機関		
中空知 広域水道 企業団		1 飲料水の確保と給水に関すること。 2 応急給水に関すること。

第4節 住民組織等への協力要請

1 住民組織等の協力

災害時において、本部及び関係機関の職員をもっても応急活動を円滑に実施するための人員に不足を生じた場合、市長は、次の各住民組織等に対し協力を求めるものとする。

2 協力要請先と要請事項

団体名	代表者	連絡先	活動内容
滝川市赤十字奉仕団	委員長	明神町1丁目3番1号 NTT東日本滝川ビル1F 社会福祉協議会内 電話24-8640	- 避難所における業務補助 - 救援物資の分類整理 - その他本部長が必要があると認めるもの
滝川市婦人ボランティアクラブ	会長	明神町1丁目3番1号 NTT東日本滝川ビル1F 社会福祉協議会内 電話24-8640	- 避難所における業務補助 - 炊き出しの支援 - 自衛隊等応援機関の接待 - その他本部長が必要があると認めるもの
滝川市町内会連合会 連絡協議会	会長	滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所 くらし支援課内 電話28-8012	- 避難所における業務補助 - 炊き出しの支援 - 自衛隊等応援機関の接待 - その他本部長が必要があると認めるもの
滝川市ボランティア 連絡協議会	会長	明神町1丁目3番1号 NTT東日本滝川ビル1F 社会福祉協議会内 電話24-8640	- 避難所における業務補助 - 他市町村からのボランティア支援者の対応 - その他本部長が必要があると認めるもの

(注) 市内各町内会の名称、代表者氏名、連絡先などについては、別に名簿を作成する。

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために必要な予報（注意報を含む）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達及びその他の情報の収集等については、この計画によるものとする。

第1節 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達計画

1 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の種類及び発表基準

(1) 注意報発表基準

風	雪	(平均風速)	10m/s以上 雪による視程障害を伴う
強	風	(平均風速)	12m/s以上
大 雨 ※1	1時間雨量		30mm以上(平坦地以外)
	3時間雨量		50mm以上(平坦地)
	土壌雨量指数基準		117以上
洪	水	(流域雨量指数基準)	流域雨量指数基準が熊穴川流域で4以上 流域雨量指数基準がラウネ川流域で3.2以上
大	雪		30cm以上
(現地の12時間降雪の深さ)			
雷			落雷等により被害が予想される場合
乾	燥		最小湿度30%以下で、実効湿度60%以下
濃	霧	(視程)	陸上200m以下
霜			(最低気温) 3℃以下
な	だ	れ	ア 24時間降雪の深さ30cm以上 イ 積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上
低	温	5月～10月 (平均気温)	平年より5℃以上低い日が2日以上継続
		11月～4月 (最低気温)	平年より8℃以上低い
着	雪		気温0℃くらいで強度並以上の雪が数時間以上継続
融	雪	(雨量、融雪量)	24時間雨量と融雪量(相当水量)の合計が70mm以上

※1 「大雨」は、水防活動用気象注意報を兼ねる。

※2 「洪水」は、水防活動用洪水注意報を兼ねる。

(2) 警報発表基準

暴風	平均風速	18m/s以上
暴風雪	平均風速	16m/s以上。雪による視程障害を伴う
大雨 ※1	1時間雨量	50mm以上(平坦地以外)
	3時間雨量	80mm以上(平坦地)
洪水 ※2	流域雨量指数基準	熊穴川流域で5以上 ラウネ川流域で4以上
記録的短時間 大雨情報基準 ※3	1時間雨量	100mm
大雪	現地の12時間降雪 の深さ	50cm以上

※1 「大雨」は、水防活動用気象警報を兼ねる。

※2 「洪水」は、水防活動用洪水警報を兼ねる。

※3 「記録的短時間大雨情報」とは、大雨・警報が発表されている期間中、数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測または解析したときに府県気象情報の一種として発表される情報。

(3) 特別警報発表基準

暴風特別警報	暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	大雪により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

2 予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達系統及び方法

気象官署等の発する気象、水防等に関する予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達方法は、予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等伝達系統図（別図）に基づき最も有効な方法により通報し、又は伝達するものとする。

(1) 注意報、警報及び特別警報は、通常の勤務時間中は総務部総務課防災危機対策室が、勤務時間外は宿日直業務員が受理する。

第3章（災害情報通信計画）

- (2) 注意報、警報及び特別警報を受理した場合は、気象情報等受理簿に記載し、直ちに総務課防災危機対策室長に連絡し、指示を受け、必要に応じて関係部課長等に連絡するものとする。

予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等の伝達責任者一覧

伝 達 先	伝達責任者	伝達方法	備 考
庁内関係各部課	防災危機対策室長	口頭・庁内放送	
庁外関係各課等	〃	電話・口頭	
滝川地区広域消防事務組合消防本部	〃	〃	
関係機関・団体	〃	〃	
町内会長	市民生活部長	〃	広報車
保育所	保健福祉部長	〃	
各学校・幼稚園	教 育 部 長		小・中・高等学校

- (3) 夜間、休日等において宿日直業務員が予報（注意報を含む。）、警報及び特別警報並びに情報等を受けたときは、気象情報等受理簿に記載するとともに、次に掲げる警報については防災危機対策室長（不在のときは、総務課長）に連絡し、当直明けの際に気象情報等受理簿を防災危機対策室長に提出するものとする。

ア 気象警報・特別警報等

暴風、暴風雪、大雨、洪水、浸水及び大雪

イ その他

気象注意報及び各種注意報で情報の伴うものについては、直ちに防災危機対策室長（不在のときは、総務課長）に連絡するものとする。

気象注意報及び各種注意報で情報の伴わないものについては、当直明けの際に気象情報等受理簿を防災危機対策室長に提出するものとする。

気 象 情 報 等 受 理 簿

(決 裁 欄)				受 理 事 項
予報（注意報を含む。）、 警報及び特別 警報並びに情 報の種別				
発令日時	・ :	受信方法		
受信日時	・ :	電話 ・ 無線 ・ その他		
発 信 者		受 信 者		

区 分	実施場所	実 施 方 法	所 管
災害通信訓練	適当な地区	図上又は実施訓練 主通信及び副通信をそれぞれ組み合わせ、あらゆる想定の下に訓練を実施する。	滝 川 市
非常招集訓練	適当な地区	図上又は実施訓練 災害対策本部各班員及び消防機関の招集訓練を実施する。	滝 川 市
その他災害に関する訓練	適当な地区	その他災害に関する訓練を実施する。 (他の関係機関で行う訓練について協力)	滝 川 市

第2節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される災害危険区域の実情を調査し、容易に応急対策が講じられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画の推進に努める。

1 水防区域及び市街地における低地帯の浸水予想区域

降雨、融雪等で河川が増水し、河川の溢水、堤防の決壊等による災害や、大雨、河川の逆流等により市街地の低地帯で浸水による災害が予想され、警戒を要する区域及び整備計画は別表第1のとおりである。

また、水防法の規定により国土交通省から石狩川水系石狩川下流洪水浸水区域図（想定最大規模の重ね図）が別図2のとおり示された。

2 地すべり、がけ崩れ等予想区域

降雨、地質等が原因で地すべりにより災害が予想され、警戒を要する区域及び整備計画は別表第2のとおりである

3 災害危険区域位置図

上記1及び2の区域の位置は別図1のとおりである。

4 調査事項

- (1) 危険区域の現況
- (2) 予想される被害の規模
- (3) 法律等における指定状況との関連
- (4) 防災関係機関における整備状況

5 空知総合振興局札幌建設管理部水防警報実施要領による水防警報指定河川

別表第3のとおり。

第4章 (災害予防計画)

1 水防区域

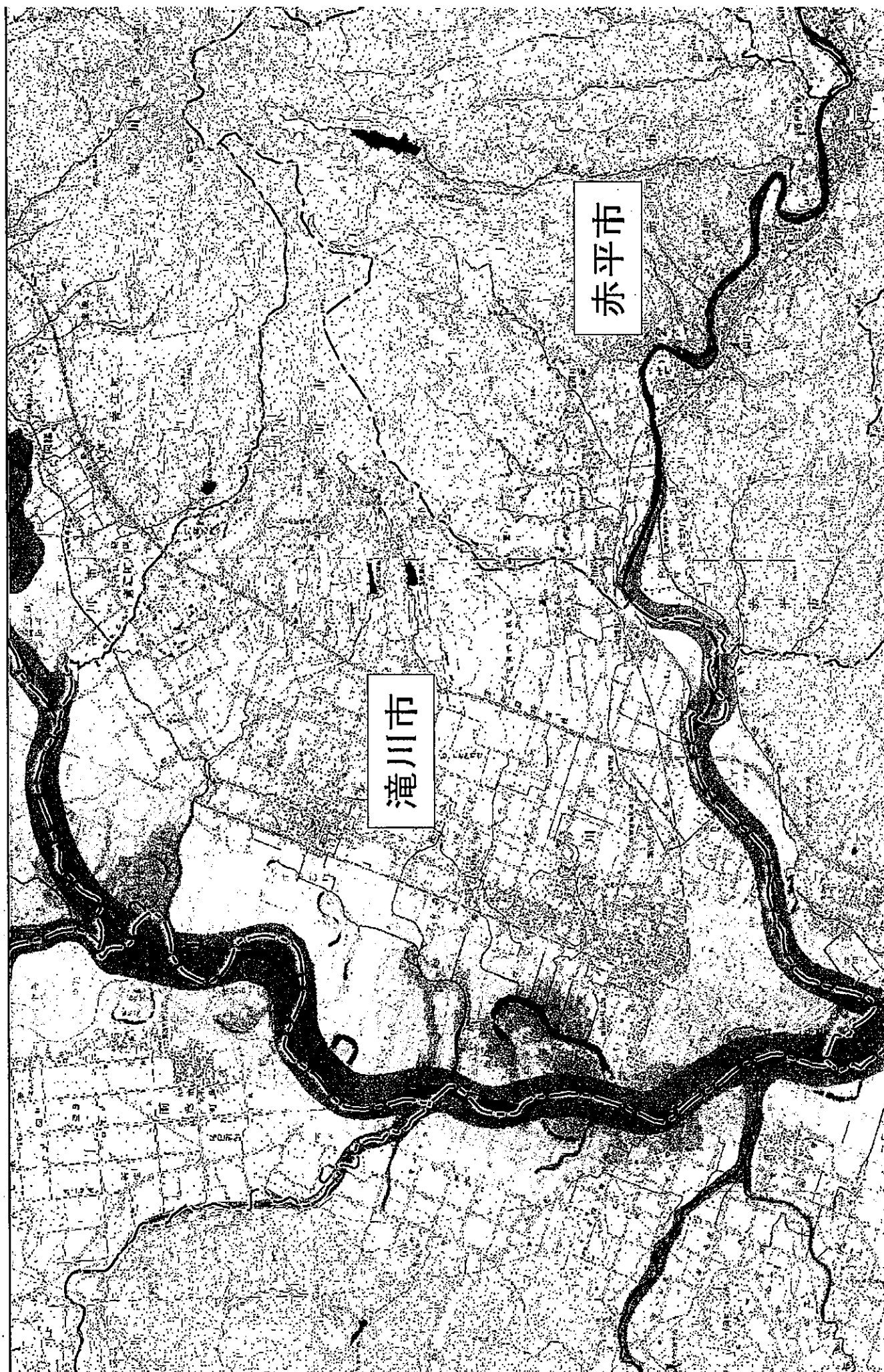
平成22年3月1日現在

番 号	被害発生予想区域						予想される被害						整備計画	
	市町村名	地区名	警戒区域延長 (m)	水系河川等		災害の要因	住家			公共施設等		道路	実施機関	概要
				流心距離 (km)	水系		河川名	戸数 (戸)	人口 (人)	その他 (ha)	施設名			
1	滝川市	有明町	両岸	500	石狩川合流点から 1.0	普通	銀川	洪水	20	38	—	—	市	—
2	"	池の前 西滝川	右岸	2,500	石狩川合流点から 0.5	1級	ラウネ川	"	15	33	田 76	—	道 (建設部)	整備済
3	"	旭沢	右岸	700	石狩川合流点から 8.5	1級	熊六川	"	2	4	田 7	—	道 (建設部)	整備済
4	"	東滝川	右岸	2,360	石狩川合流点から 7.4	1級	空知川	洪水	47	105	田 48	—	開発局	空知川河川整備計画 策定済
5	"	江部乙町 西15丁目	右岸 左岸	310 100	石狩川合流点から 1.15	1級	江部乙川	"	4	8	田 4	—	開発局	石狩川(下流) 河川整備計画策定済
6	"	北滝の川 西4丁目	両岸	320	石狩川合流点から 3.4	普通	深沢川	洪水	13	30	—	—	市	—
7	"	江部乙町 西15丁目	両岸	700	石狩川合流点から 2.5	1級	江部乙川	"	5	10	田 20	—	道 (建設部)	—

2 市外地における低地帯の浸水予想区域

被害発生予想区域															予想される被害					法令等における指定状況					整備計画	
番号	市町村名	地区名	場所	災害の要因	警戒区域 (関係距離)	住家			公共施設等	道路	指定期間	法令等	法定年度	指定番号	予想区域との関連		実施機関	概要								
						戸数 (戸)	人口 (人)	その他 (ha)							全部	一部										
																			取容人員等 (人)	施設名	交通量・ 孤立集落等					
1	滝川市	東町	国道38号以北	浸水	49.5 ha	42	88	—	—	—	無	—	—	—	—	—	市	—								
2	〃	新町	2丁目3丁目	〃	3.8 ha	44	87	—	滝川市文化センター	—	無	—	—	—	—	—	〃	—								

別図2 石狩川水系石狩川下流洪水浸水区域図（想定最大規模の重ね図）



平成22年3月1日現在
別表第2

1 地すべり、がけ崩れ等予想区域

番号	市町村名	被害発生予想区域			予想される被害						法令等における指定状況					整備計画		
		地区名	場所	災害の要因	警戒区域 (ha)	住家		公共施設等		道路 交通量・ 孤立集落等	指定 期間	法令 等	法定 年度	指定 番号	予想区域と の関連		実施機関	概要
						戸数 (戸)	人口 (人)	その他 (ha)	施設 名						収容 人員 等 (人)			
1	滝川市	一の坂町	一の坂町西2丁目～東3丁目	地すべりが崩れ	6	60	120	-	滝川市中央老人福祉センター 根室本線	400	-	無	-	-	-	市	-	
2	"	江部乙町	旭沢	"	74.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	市	-	

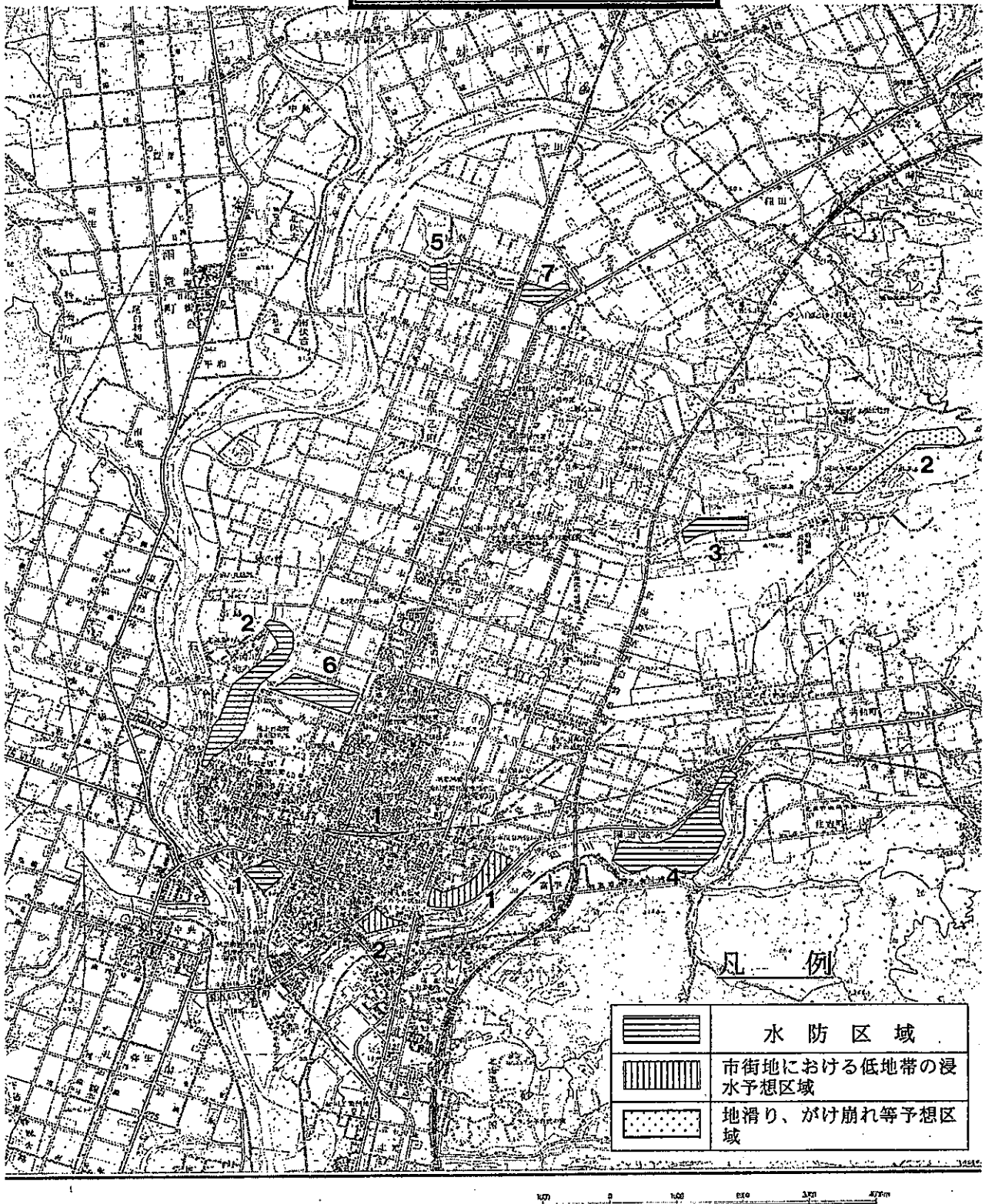
【札幌建設管理部水防警報実施要領による水防警報指定河川】

別表第3

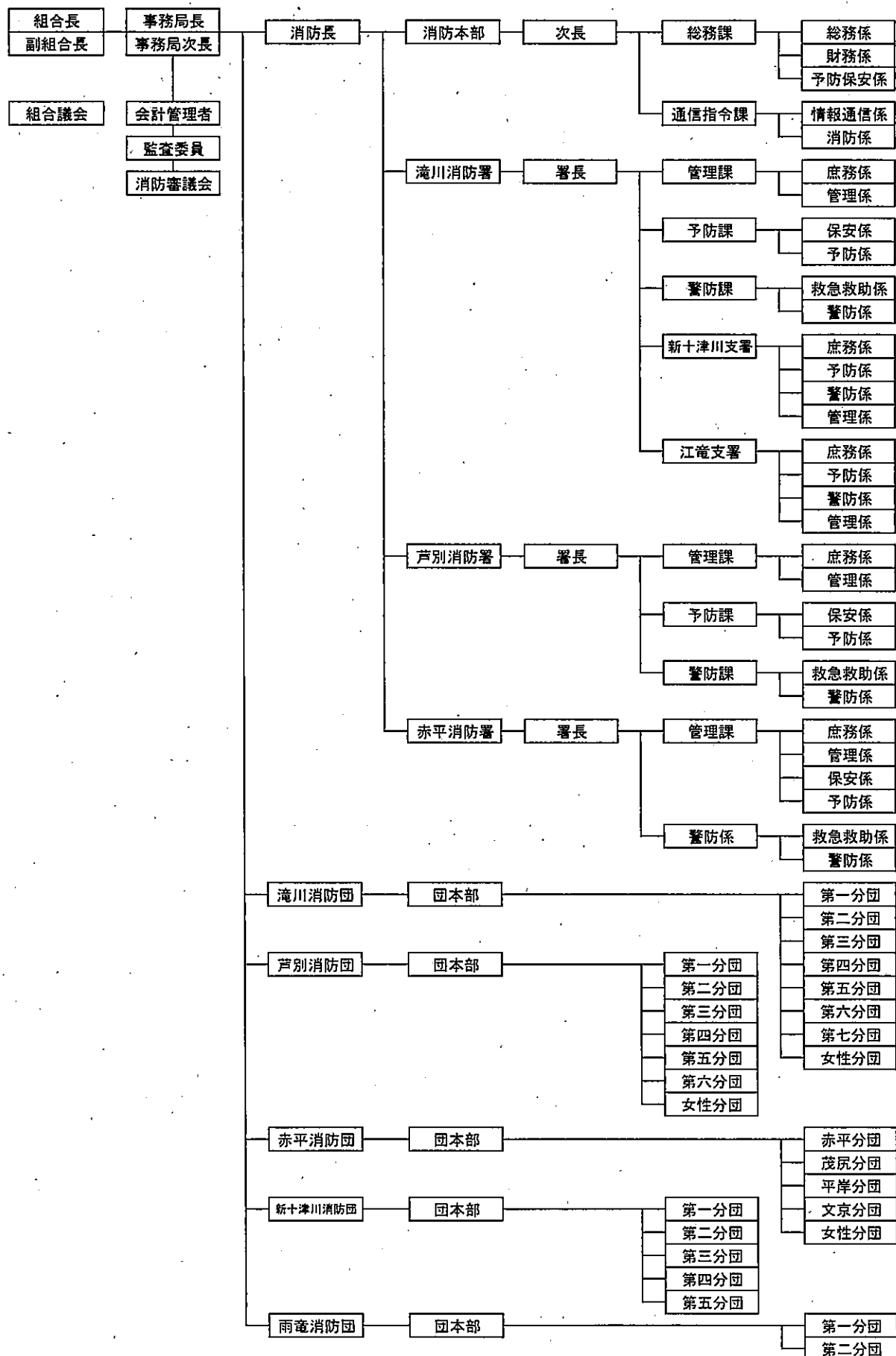
(平成27年12月基準水位変更)

水系	河川	名称	基準水位観測所				水防警報区			
			水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	位置	所在地	左岸	右岸
石狩川	熊六川	熊六川	34.82	35.39	35.93	36.03	石狩川への合流 点から4.6km	滝川市江部乙町 725-15地先河川 敷	自 滝川市北滝の川1498 番8地先から(SP4200) 至 石狩川への合流点ま で	自 滝川市江部乙町 903番1地先から (SP4200) 至 石狩川への合流点 まで

災害危険区域位置図



滝川地区広域消防事務組合組織図



第4章 (災害予防計画)

市保有水防資機材

平成26年12月30日 現在

水防資器材				トラクター	揚水機	掛矢坑打ハンマ	腰鋸	手斧・鉋	スコップ	草刈鎌	つるはし	発動発電機	懐中電灯	片手ハンマ玄翁	ベンチ	救命ボート	救命ロープ	救命胴衣	ハンドマイク	携帯メガホン	水中胴付長靴	水筒	なた	シノ	丸太	クリツバ	鉄杭	手鋸	鉄鋸	木倉(長)	一輪車	仮払機	チェーンソー		
保有先	所	在	電話番号	台	台	ヶ	丁	丁	丁	丁	丁	台	本	箇	箇	台	本	着	箇	箇	箇	足	箇	箇	丁	本	本	本	本	本	本	台	台	台	
滝川維持センター	流通団地1丁目2番		23-3619																																
	江部乙維持センター	江部乙町東10丁目856	75-2840																																
	滝川市コミュニティ防災センター	緑町2丁目2番	23-0119													1																			
	川の科学館	西滝川1番地	24-0989														1																		
小計																																			
滝川消防署	本署	緑町2丁目2番	23-0119			7	1	11	34	8	3	1	9	6	8	7	21	6	2					2	2	69	4	127	6	31	73	4	2	2	
	江部支署	江部乙町514番地11	75-3119			2		1	13	5	3	1	8	5	4		10	2					1	3		2			6	3	10	1	2		
	北分遣所	滝の川町西3丁目1番	24-6096				3			7	1	1	2				4												2		2				
	小計					9	4	12	47	20	7	3	19	11	12	7	35	8	2				3	5	69	6	127	14	34	85	4	3	4		
滝川消防団	第一分団	栄町1丁目9番	23-5737						6			1	2																1	2	3				
	第二分団	大町4丁目3番	23-6032			1			6			1	2																	1	1	3			
	第三分団	本町2丁目4番	24-5592						5			1	2																	1	1	4			
	第四分団	東滝川3丁目1番	26-2353			1			18			1	1																		7	2			
	第五分団	泉町2丁目1番	22-4896			2			11			1	1																		1	2			
	第六分団	江部乙町西12丁目1番	75-5199 (第6、第7は同一施設)			1		1	11			1	2																		2	3	19		
	第七分団					2		1	12			1	3																		1	2	19		
小計						7		2	69			7	13																6	17	52				
合計						16	4	14	116	20	7	10	32	11	12	1	7	8	2				3	5	69	6	127	20	51	137	4	3	4		

第7節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全の確保については、この計画の定めるところによる。

1 安全対策

災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等いわゆる要配慮者が犠牲になる場合が多い。

このため、市及び社会福祉施設の管理者は、要配慮者の安全を確保するため、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から要配慮者の実態把握による名簿作成、緊急連絡体制及び避難誘導等の防災体制の強化を図る。

2 市の対策

（1）避難行動要支援者の実態把握並びに名簿作成等

市は、市内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、災害の発生に備え、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と協力して、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成するものとする。

（2）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とする。

ア 75歳以上の高齢者

イ 身体障害者手帳1・2級保持者（ただし視覚障害者は3級まで、音声言語そしゃく機能障害者は4級まで）

ウ 精神保健福祉手帳1・2級保持者

エ 療育手帳A・B保持者

オ 介護保険の認定を受けた者

カ その他災害時において配慮を必要とすると認められる者

（3）避難行動要支援者名簿の記載内容

避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（4）避難支援等関係者への名簿の提供

市は、災害の発生に備え次の避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。

オ 知事又はその命を受けた職員（水防法第29条、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第25条）

（ア）洪水等による避難の指示

洪水等により著しく危険が切迫していると認められるときに、立ち退きを指示する。

（イ）土砂災害（土石流、がけ崩れ及び地すべりをいう。以下同じ。）による避難の指示

土砂災害により著しく危険が切迫していると認められるときに、立ち退きを指示する。

（2）避難勧告及び避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始区分の基準

ア 避難勧告

その地域の居住者を拘束するものではないが、居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。

イ 避難指示（緊急）

災害による危険が目前に切迫している場合等に発せられ、勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のために立ち退かせるためのものをいう。

ウ 避難準備・高齢者等避難開始

避難行動要支援者等の避難行動に特に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況のときは、計画された避難所へ安全に避難開始を求め、その他の人々にも家族等との連絡、非常用持出品の用意等避難準備の開始を求めるものをいう。

エ 避難の態様

（ア）事前避難

次の場合に被災危険区域住民に避難場所等を示して避難の勧告又は指示を行う。

- a 大雨、暴風又は洪水の警報等が発表され、避難を要すると判断されたとき。
- b 河川がはん濫注意水位を突破し、更に水位が上昇するおそれがあるとき。
- c 土砂災害警戒情報発表による判断基準は、土砂災害警戒情報や補足情報、前兆現象や災害発生状況などを総合的に判断して避難勧告を発令する。
- d その他諸般の状況から避難の準備又は避難する必要があると認められるとき。

（イ）緊急避難

事前避難のいとまがない場合（地震、火災、洪水等による被災の危険が目前に切迫していると判断されるときをいう。）は、至近の安全な場所に緊急避難させる。

（ウ）収容避難

事前避難として利用した場所に危険が生じ、他の安全な場所に緊急避難させるとき、又は救出者を安全な場所へ避難させるときは、輸送車両を用意するなどの手段を講じて避難させる。

（3）避難勧告及び避難指示（緊急）又は避難準備・高齢者等避難開始情報の伝達方法

ア 勧告及び指示事項

- (ア) 発令日時
- (イ) 発令者
- (ウ) 避難先
- (エ) 避難経路
- (オ) 避難の理由
- (カ) 対象区域
- (キ) 注意事項
 - a) 携行品は、限られたものだけにする。（食糧、水筒、タオル、ポケットティッシュ、着替え、救急薬品、懐中電灯、携帯用ラジオ、貴重品等）
 - b) 服装は必要に応じ、帽子、頭巾、雨合羽、防寒用具等を携帯する。
 - c) 避難時の戸締りをする。
 - d) 火気に注意し、火災が発生しないようにする。
 - e) 会社、工場等にあつては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止及び発火しやすい薬品、ガス等の保安措置を講ずること。

イ 伝達方法

- (ア) 避難信号による伝達
前章第3節の水防計画の6の水防信号の指定に定める危険信号によるものとする。
- (イ) 放送、電話、サイレン等による伝達
NHK及びFMなかそらち等民間放送局に対し、勧告又は指示を行った旨を連絡し、関係住民に伝達すべき事項を示し、放送するよう協力を求めるとともに、電話、サイレン等を通じ伝達する。
- (ウ) 広報車による伝達
市、消防機関、警察署などの広報車を利用し、関係地区を巡回して伝達する。
- (エ) 伝達員による個別伝達
避難を勧告し、又は指示したときが、夜間、停電時又は風雨が激しい場合で関係住民に対する完全周知が困難であると予想されるときは、本部職員、消防職団員等で班を編成し、個別に伝達する。
- (オ) ICTによる伝達
市ホームページ、エリアメール、緊急速報メール、ソーシャルネットワークにより伝達する。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、次により警戒区域を設定するものとする。

ア 市長

必要な警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

イ 警察官

市長（指定する市職員）が現場にいないとき等において、警察官がアに掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

ウ 自衛官

市長の職権を行うことができる者がいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた自衛官がアに掲げる職権を行うことができる。この場合において、直ちにその旨を市長に通知しなければならない。

(5) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所とは、災害が発生又は発生する恐れがある場合に円滑かつ迅速な避難をするための施設又は場所を、災害の種類ごとに指定するものである。

基本法第49条の4第1項に定める指定緊急避難場所は以下のとおりとする。

- ：指定緊急避難場所 ×：指定緊急避難場所の基準を満たさないもの
 -：指定対象外（対象とする災害が想定されない）

施設名		所在地	指定緊急避難場所			
			洪水	土砂災害	地震	大規模な火事
明苑中学校		新町4丁目9番1号	×	—	○	○
滝川第三小学校		花月町2丁目2番12号	×	—	○	○
滝川高等学校		緑町4丁目5番77号	×	—	○	○
滝川工業高等学校		二の坂町西1丁目1番5号	○	—	○	○
江陵中学校		黄金町西1丁目7番18号	○	○	○	○
滝川第一小学校		一の坂西2丁目1番70号	○	○	○	○
東小学校		文京町2丁目1番1号	○	○	○	○
滝川市スポーツセンター	第1体育館	二の坂町東3丁目2番1号	○	—	○	○
	第2体育館				○	
滝の川公園		二の坂町東3丁目2番	○	—	○	○
滝川第二小学校		滝の川町東1丁目1番45号	○	—	○	○
東滝川地区転作研修センター		東滝川町3丁目1番26号	○	—	○	×
花・野菜技術センター		東滝川735番地1	○	—	○	○
開西中学校		西町3丁目7番12号	×	—	○	○
西小学校		西町6丁目7番17号	×	—	○	○
滝川西高等学校		西町6丁目3番1号	×	—	○	○
江部乙小学校		江部乙町東13丁目1426	○	—	○	○
江部乙中学校		江部乙町1118番地1	○	—	○	○
丸加高原健康の郷（広場等）		江部乙町3949番地14	○	—	○	○

注：今後耐震化する施設については、その都度「地震」における指定緊急避難場所へ指定する。

指定緊急避難場所の開設等

避難勧告及び指示に基づく避難者の収容については、災害の状況等を判断し、あらかじめ定められている指定緊急避難場所のうち、最も安全にして速やかに収容可能な施設等を指定し実施する。

(6) 指定避難所

指定避難所とは、災害が発生した場合に避難のために立退きを行った居住者、滞在者及びその他の被災者等を一時的に滞在させるための公共施設その他の施設をいう。

避難対象地区	指定避難所		施設管理 責任者	連絡 電話番号
	名称	収容人員		
中島町、空知町、 新町、花月町	明苑中学校	1,100 人	学 校 長	23-2129
	滝川第三小学校	1,400 人	〃	24-6105
	文化センター	1,300 人	指定管理者	23-1281
	こどもセンターめもる	400 人	所 長	24-0792
栄町、大町、本 町、東町、緑町、 明神町	東地区コミュニティセンター	200 人	運営委会長	22-2966
	滝川高等学校	1,900 人	学 校 長	23-1114
	滝川中央保育所	200 人	所 長	23-2831
	本町地区コミュニティセンター	200 人	運営委会長	22-5385
	中央児童センター	650 人	保健福祉部	23-3676
二の坂町、文京 町、黄金町、朝日 町、一の坂町、南 滝の川、流通団地	滝川工業高等学校	2,400 人	学 校 長	22-1601
	江陵中学校	1,900 人	〃	24-6156
	滝川第一小学校	2,200 人	〃	23-2219
	東小学校	1,700 人	〃	23-1591
	中地区コミュニティセンター	200 人	運営委会長	23-1909
	滝川市スポーツセンター	2,700 人	指定管理者	23-4617
	三世代交流センター北地区分館	100 人	運営委会長	23-0622
東滝川、東滝川町	東滝川地区転作研修センター	200 人	運営委会長	28-2141
	花・野菜技術センター	260 人	場 長	28-2800
北滝の川、滝の 川町、屯田町	滝川第二小学校	1,600 人	学 校 長	23-2786
	北地区コミュニティセンター	200 人	運営委員長	24-7885

第15節 消防防災ヘリコプター活用計画

災害時における消防防災ヘリコプターの活用については、この計画の定めるところによる。

1 運航体制

消防防災ヘリコプターの運航は、「北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるものとする。

2 緊急運航の要請

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、「北海道消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき北海道知事に対し要請するものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 市の消防力等では災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによらなければ有効な活動が困難であると認められる場合

3 要請方法

北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対する要請は、電話により次の事項を明らかにして行うとともに、速やかにファクシミリにより北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票（別記第1号様式）を提出するものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職、氏名及び災害現場との連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターの離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

4 要請先

北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室

・TEL 011-782-3233 ・FAX 011-782-3234

・総合行政情報ネットワーク電話 96-210-39-897、898

5 報告

市長は、災害が収束した場合には、北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書（別記第2号様式）により、総括管理者（北海道総務部危機管理監）に報告するものとする。

6 消防防災ヘリコプターの活動内容

消防防災ヘリコプターの活動内容は、次のとおりである。

- (1) 災害応急対策活動
 - ア 被災状況の調査などの情報収集活動
 - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

(2) 救急活動・救助活動

- ア 傷病者、医師等の搬送
- イ 被災者の救助・救出
- ウ 医師等の搬送

(3) 火災防ぎょ活動

- ア 空中消火
- イ 消火資機材、人員等の搬送

(4) その他（ヘリコプター等の活用が有効と認める場合）

7 救急患者の緊急搬送手続等

(1) 応援要請

市長は、北海道知事に対して救急患者の緊急搬送のために消防防災ヘリコプターの運航を要請する場合は、「北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領」に基づき行うものとする。

(2) 救急患者の緊急搬送手続き

ア 市長は、医療機関等から救急患者の緊急搬送のためヘリコプターの出動要請を受けた場合、又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）に対して消防防災ヘリコプターの出動を要請し、その後空知総合振興局（地域創生部地域政策課）及び滝川警察署にその旨を連絡するものとする。

イ 消防防災ヘリコプターの要請は、電話により行うとともに、ファクシミリにより救急患者の緊急搬送情報伝達票（別記第3号様式）を提出するものとする。

ウ 市長は、消防防災ヘリコプターの離着陸場を確保し、その安全対策を講ずるとともに、救急車等の手配を行うものとする。

エ 市長は、北海道知事（総務部危機対策局危機対策課防災航空室）から運航の可否、運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼医療機関等に連絡するものとする。

8 消防防災ヘリコプターの離着陸可能地

本市における消防防災ヘリコプターの離着陸可能地（北海道総務部危機対策局危機対策課防災航空室で選定した場所）は、次のとおりである。

番号	名 称	住 所	冬期間使用	整備状況
1	滝川航空公園（滝川スカイパーク滑走路）	中島町地先石狩河川敷	除雪 無	舗装
	標点 北緯43度32分38秒 東経141度53分59秒			
2	江部乙小学校グラウンド	江部乙町東13丁目1426	除雪 無	土
	標点 北緯43度37分41秒 東経141度57分03秒			

9 消防防災ヘリコプター運航系統図

消防防災ヘリコプターの緊急運航要請に係る系統図は、次のとおりである。

第22節 自衛隊災害派遣要請計画

災害時における人命又は財産の保護のための自衛隊の派遣要請及び派遣期間の活動については、この計画の定めるところによる。

1 災害派遣要請基準

- (1) 人命救助のため、必要とする場合
- (2) 災害の発生が予想され、緊急措置のため必要とする場合
- (3) 大規模な災害が発生し、応急措置のため必要とする場合
- (4) 救援物資の輸送のため必要とする場合
- (5) 主要道路の応急復旧のため必要とする場合
- (6) 応急措置のため、医療、防疫、給水及び通信等について必要とする場合

2 災害派遣要請の手続

(1) 要請の方法

派遣要請をする場合は、次の事項を明らかにして、別記第1号様式により空知総合振興局長に要請を要求する。

なお、緊急を要する場合で口頭又は電話等で依頼したときは、その後速やかに文書を提出する。

また、人命の緊急救助に関し、北海道知事（空知総合振興局長）に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により北海道知事（空知総合振興局長）に要求できないときは、直接陸上自衛隊滝川駐屯地司令（第10普通科連隊長）に要請することができる。ただし、この場合において、事後速やかに空知総合振興局長に連絡し、その後文書を提出する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を必要とする期間
- ウ 派遣部隊が展開できる場所
- エ 派遣を希望する区域及び活動内容
- オ その他派遣部隊との連絡方法等参考になる事項

(2) 担当部及び要請先

派遣要請は、総務班が行う。

なお、関係書類の提出先は、空知総合振興局地域創生部地域政策課とし、自衛隊の連絡先は、陸上自衛隊滝川駐屯地（第10普通科連隊第3科）とする。

（所在地：滝川市泉町236番地、電話：22-2141内線230）

3 派遣部隊の受入れ態勢等

(1) 受入れ準備の確立

空知総合振興局長から災害派遣の通知を受けたときは、次により措置する。

- ア 宿泊所等の準備

第21節 広域応援派遣計画

大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するための広域応援対策は、この計画の定めるところによる。

1 実施機関

市及び消防機関

2 実施内容

(1) 市の措置

ア 市は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、「災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」等に基づき、道や他の市町村の応援を要請するものとする。

イ 市は、他の市町村等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の市町村等の応援の受入体制を確立しておく。

(2) 消防機関

ア 消防機関は、地震などによる大規模災害が発生し、単独では十分に被災者の救援等の災害応急対策を実施できない場合は、道等に応援を要請するほか、「北海道広域消防相互応援協定」に基づき、他の消防機関に応援を要請する。

また、必要に応じ、市長を通じ、道に対して広域消防相互応援（ヘリコプター）、他都府県の緊急消防援助隊による応援等を要請するよう依頼する。

イ 消防機関は、他の消防機関等の応援が円滑に行われるよう、日頃から災害対策上必要な資料の交換を行うほか、他の消防機関等の応援の受入体制を確立しておく。

市と防災関係機関との相互応援協定は、次のとおりである。

3 応援協定等

協 定 名	協 定 先	協定概要
災害時等における北海道及び市町村相互の応援に関する協定 (H9. 1. 1. 5締結)	北海道、北海道内市町村	食料、飲料水及び生活必需品並びに供給に必要な資機材の提供とあっせん
北海道広域消防相互応援協定 (H3. 2. 13締結) (H6. 7. 25締結)	北海道内消防本部	〈陸上応援〉 消防隊、救助隊、救助隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊による応援活動） 〈航空応援〉 回転翼航空機を装備した消防吏員の隊による応援活動
北海道消防防災ヘリコプター応援協定 (H8. 6. 25締結)	北海道	被害状況の偵察、情報収集活動及び救援物資、人員、資機材等の搬送

第7章 事故災害対策計画

社会・産業の高度化、複雑化、多様化に伴い、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁など道路構造の大規模化等が進展している。

この様な社会構造の変化により、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火事災害、林野火災など大規模な事故による被害(事故災害)についての防災対策の一層の充実強化を図ることを目的とする事故災害対策はこの計画の定めるところによる。

第1節 鐵道災害対策計画

鉄軌道における列車の衝突等により多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「鉄道災害」という。）が発生した場合に、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

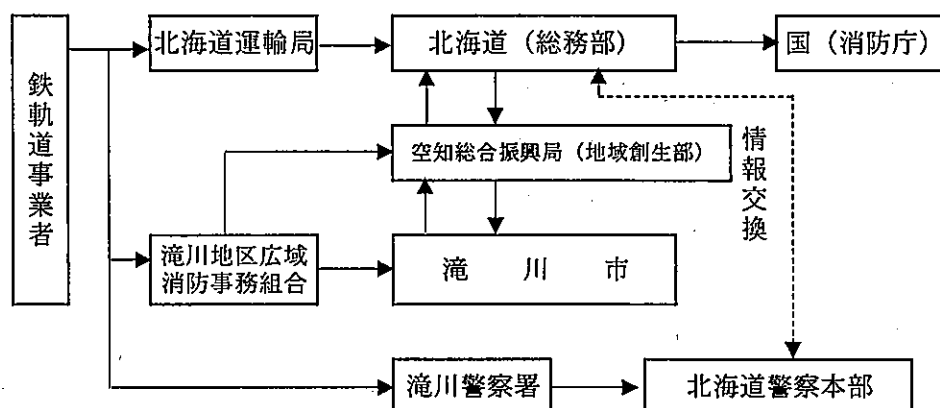
1 災害予防

関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、鉄道災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

鉄道災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。

ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、鉄軌道事業者及び関係機関は、被災者の家族、旅客及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 鉄道災害の状況
- (2) 旅客及び乗務員等の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

4 応急活動体制

- (1) 市長は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

- (2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動については、鉄軌道事業者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節「避難救出計画」の定めるところにより実施するものとする。

6 医療救護活動

医療救護活動については、第5章第9節の医療救護計画の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

7 消防活動

消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるもののほか、鉄軌道事業者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

市及び関係機関は、第5章第12節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

10 危険物流出対策

鉄道災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節の危険物等災害対策計画の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第22節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要請するものとする。

12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第21節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第2節 道路災害対策計画

道路構造物の被災又は高速自動車国道における車両の衝突等により、大規模な救急救助活動や消火活動が必要とされている災害（以下「道路災害」という。）が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎ、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

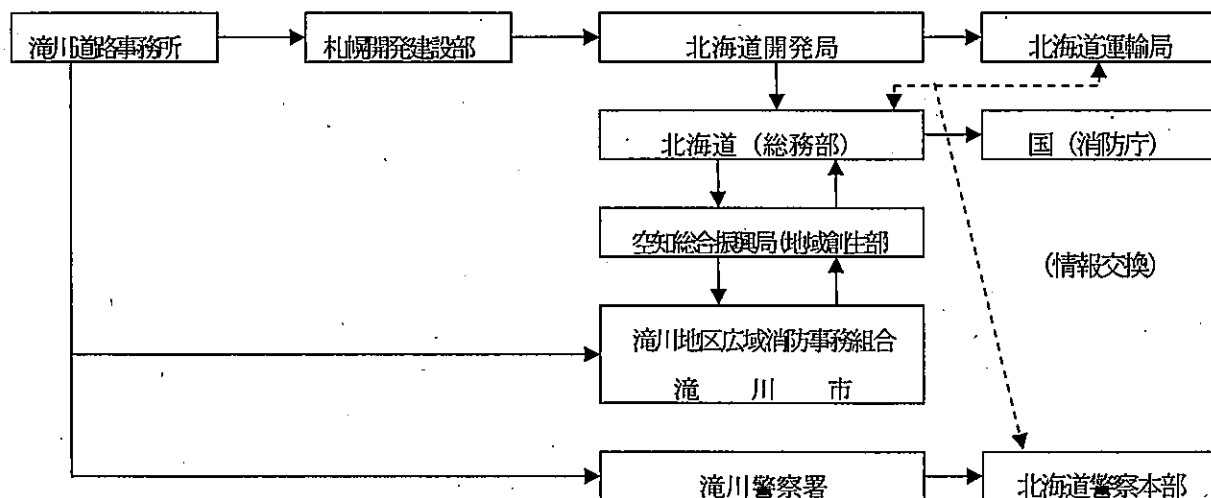
- 関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、道路災害を未然に防止するため必要な予防対策を実施するものとする。

2 災害応急対策

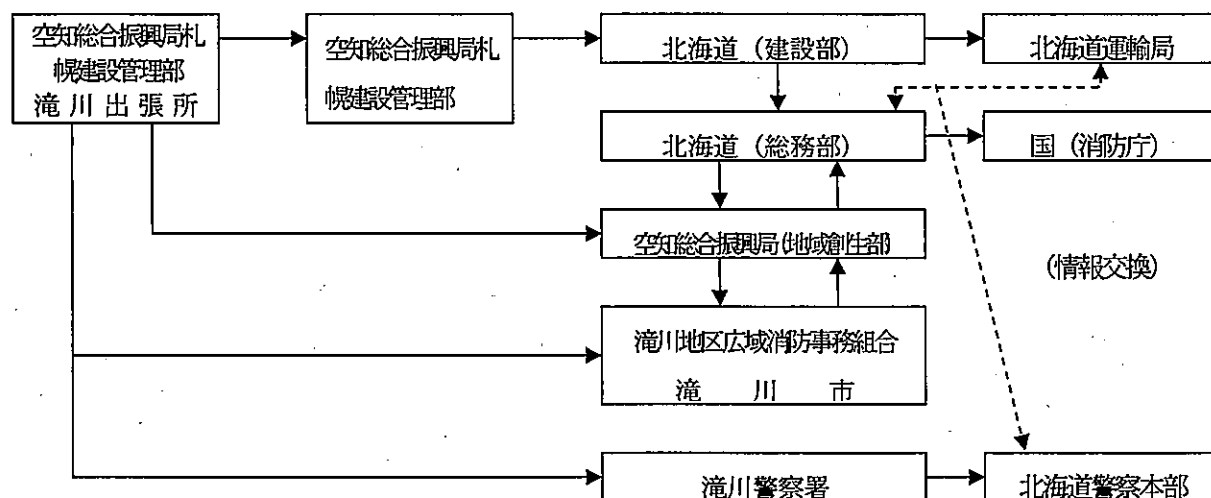
(1) 情報通信連絡系統

道路災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。

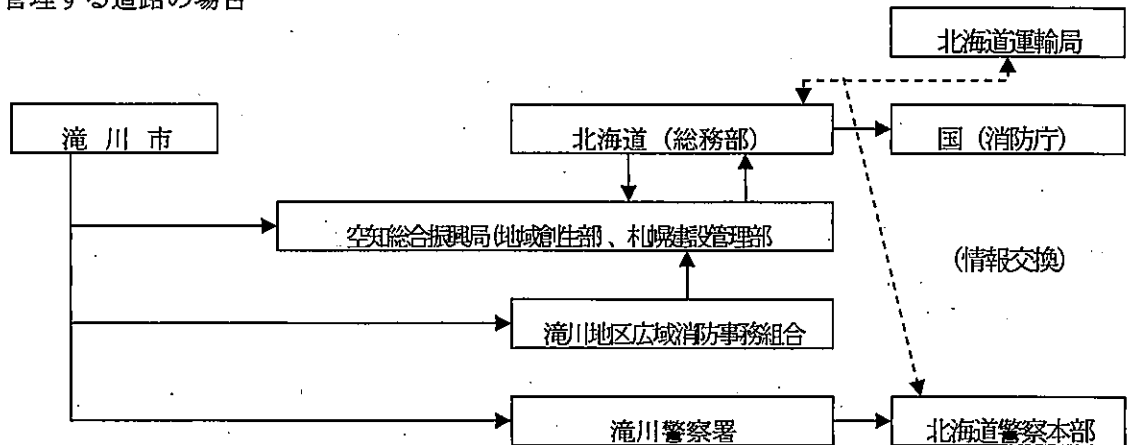
ア 国の管理する道路の場合



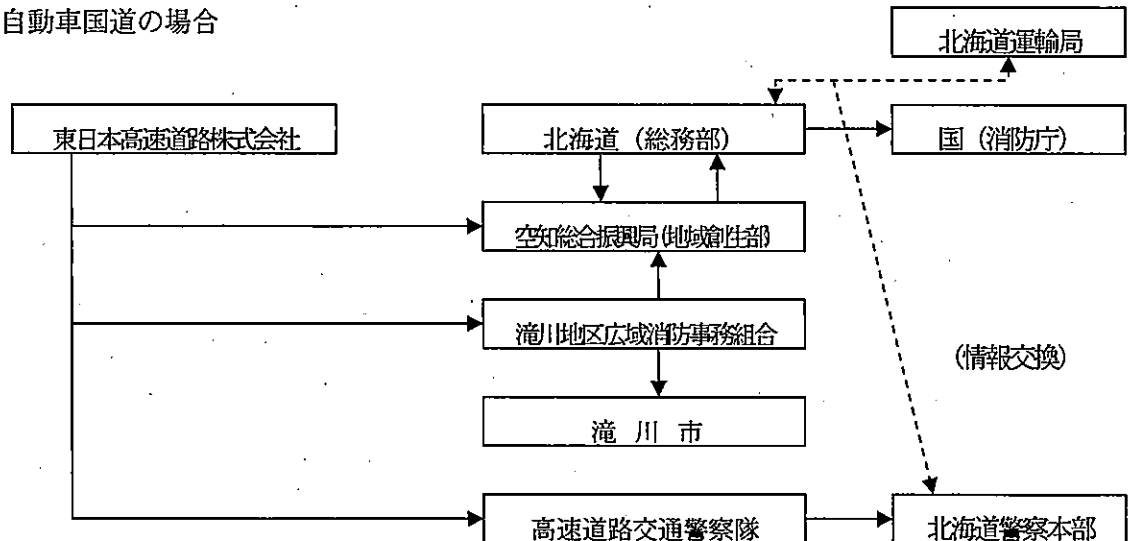
イ 道の管理する道路の場合



ウ 市の管理する道路の場合



エ 高速自動車国道の場合



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、道路管理者及び関係機関は、被災者の家族、道路利用者及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 道路災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 施設等の復旧状況
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

4 応急活動体制

- (1) 市長は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置
関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

5 救助救出活動

救助救出活動については、道路管理者が行う発生直後の救助救出活動のほか、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより実施するものとする。

6 医療救護活動

医療救護活動については、第5章第9節の医療救護計画の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後における救護活動に努めるとともに、関係機関による迅速、かつ、的確な救護が行われるよう協力するものとする。

7 消防活動

消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるもののほか、道路管理者は、災害発生直後の初期消火活動を行うよう努めるとともに、消防活動を実施する関係機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

8 行方不明者の捜索及び遺体の収容等

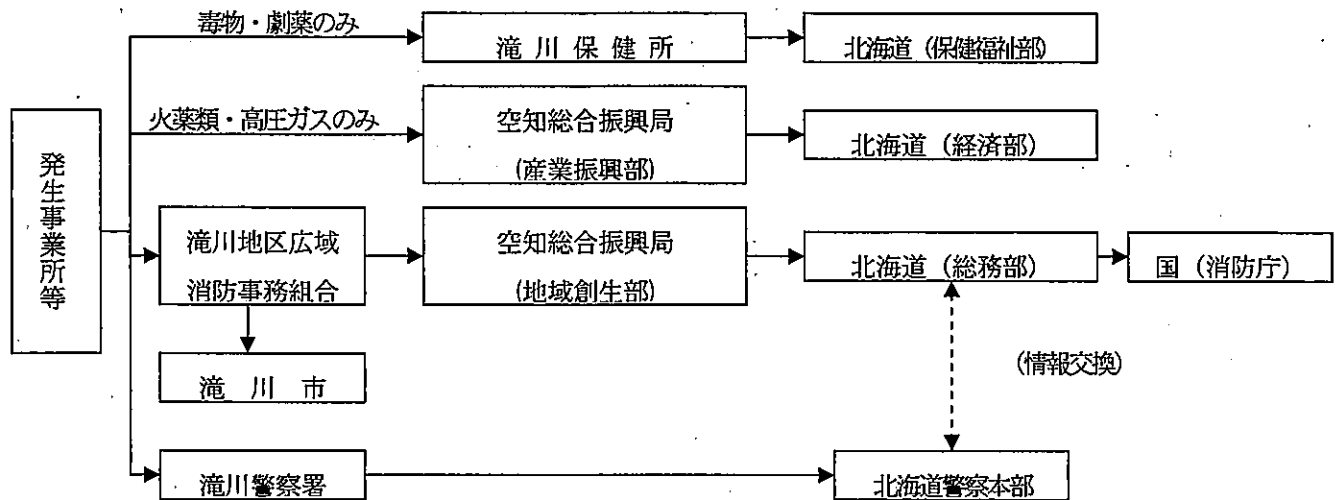
市及び関係機関は、第5章第12節の行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより行方不明者の捜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

9 交通規制

- (1) 滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。
- (2) 道路管理者は、自己の管理する道路において、災害の拡大防止及び交通の確保のため必要な交通規制を行うものとする。

10 危険物流出対策

道路災害により危険物が流出し、又はそのおそれがある場合は、本章第3節の危険物等災害対策計画の定めるところにより速やかに対処し、危険物による二次災害の防止に努めるものとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

4 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市、事業者及び危険物等取扱規制担当機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
- (4) 医療機関等の情報
- (5) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

5 応急活動体制

- (1) 市長は、危険物等災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて災害応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

6 災害拡大防止

事業者及び危険物等の取扱規制担当機関は、危険物等による災害の拡大防止を図るため、爆発性・引火性・有毒性等の危険物等の性状を十分に把握し、適切な応急対策を講じるものとする。

7 消防活動

- (1) 消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるほか、事業者との緊密な連携を図り、危険物等の性状に合った適切な消防活動を実施するものとする。
- (2) 消防機関の職員は、消防活動の円滑化を図るため、必要に応じて消防警戒区域を設定するものとする。
- (3) 事業者は、消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

8 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより、爆発性・引火性・有毒性といった危険物等の特殊性を考慮し、必要な避難措置を実施するものとする。

9 救助救出及び医療救護活動等

市及び関係機関は、第5章第5節の避難救出計画及び第5章第9節の医療救護計画の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市及び関係機関は、第5章第12節の行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

10 交通規制

滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節の災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

11 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第22節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要請するものとする。

12 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できない場合は、第5章第21節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

第4節 大規模な火事災害対策計画

死傷者が多数発生する等大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るため実施する応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 災害予防

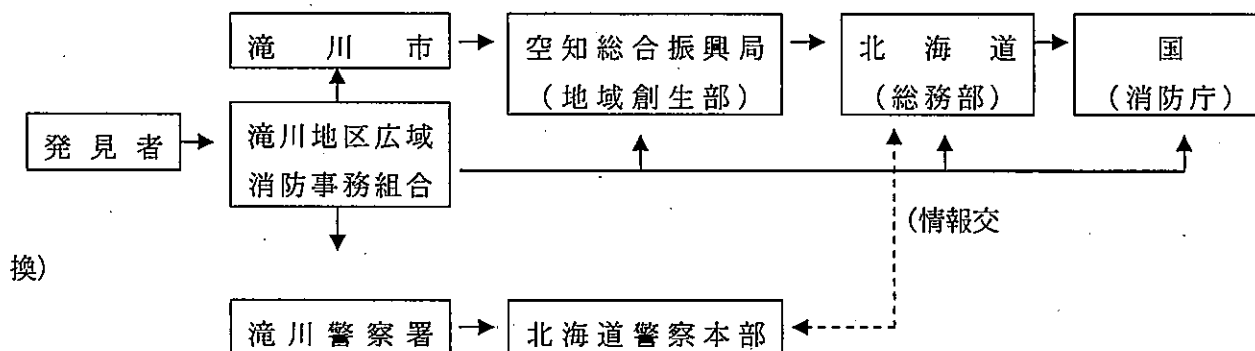
市及び滝川地区広域消防事務組合は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、大規模な火事災害の発生を未然に防止するため、防火思想の普及、自主防災組織の育成強化、大規模な火事災害に強いまちづくり等、必要な予防対策を実施するものとする。また、市長は、空知総合振興局長から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が下記の火災警報発令条件となり、火災予防上危険であると認めるときは、「消防法」（昭和23年法律第186号）第22条の規定に基づく火災警報を滝川地区広域消防事務組合長として発令するものとする。

- (1) 実効湿度65%以下にして、最小湿度45%以下となり、最大風速7 m/s以上のとき
- (2) 実効湿度で60%以下のときは、風速7 m/s以上のとき

2 災害応急対策

(1) 情報通信連絡系統

大規模な火事災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行うとともに情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

3 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正

確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 危険物等の種類、性状など人体、環境に与える影響
- (4) 医療機関等の情報
- (5) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (6) 避難の必要性、地域に与える影響
- (7) その他必要な事項

4 応急活動体制

- (1) 市長は、大規模な火事災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。
- (2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

5 消防活動

消防活動は、第4章第6節の消防計画の定めるところによるほか、人命の安全確保と延焼防止を基本として、速やかに火災の状況を把握し、避難場所及び避難通路の確保並びに重要かつ危険度の高い箇所、地域を優先しながら消防活動を実施するものとする。

また、消防機関が現場到着までの間に、自衛消防組織等によりその延焼拡大を最小限度に抑える等消防活動に努めるものとする。

6 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。

7 救助救出及び医療救護活動等

市及び関係機関は、第5章第5節の避難救出計画及び第5章第9節の医療救護計画の定めるところにより、被災者の救助救出及び医療救護活動を実施するものとする。

また、市及び関係機関は、第5章第12節行方不明者の搜索及び遺体の収容処理埋葬計画の定めるところにより、行方不明者の搜索、遺体の収容、埋葬等を実施するものとする。

8 交通規制

滝川警察署は、災害の拡大防止及び交通の確保のため、第5章第20節災害警備計画の定めるところにより必要な交通規制を実施するものとする。

9 自衛隊派遣要請

市長は、災害の規模や収集した被害情報の状況から判断し、必要がある場合には、第5章第22節の自衛隊派遣要請計画の定めるところにより北海道知事（空知総合振興局長）へ自衛隊の派遣要請を要請するものとする。

10 広域応援

市及び消防機関は、災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施でき

第5節 林野火災対策計画

広範囲にわたる林野の消失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防ぎよし、被害の軽減を図るための予防及び応急対策は、この計画の定めるところによる。

1 組織及び実施機関

林野火災の予消防対策を推進するため、滝川市林野火災予消防対策協議会を設置し、構成機関相互の連絡、情報交換及び指導等予消防対策の円滑な実施を図るものとする。

(1) 実施機関

滝川市、滝川警察署、滝川消防署、滝川消防署江竜支署、
陸上自衛隊第10普通科連隊第3科、空知総合振興局森林室砂川事務所

(2) 協力機関

滝川市教育委員会、たきかわ農業協同組合、北空知森林組合、そらち森林組合、報道機関

2 気象情報等連絡体制

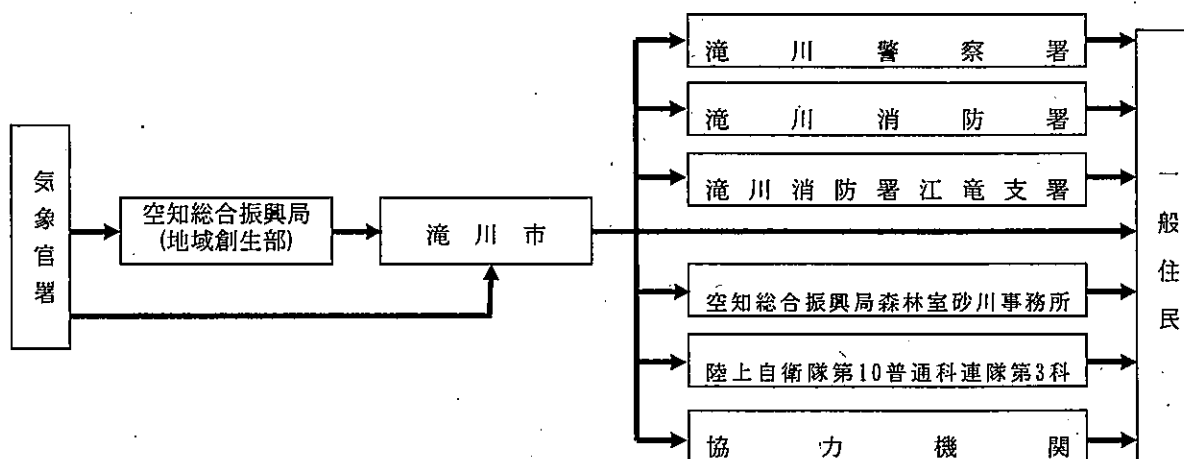
林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要因となるため気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等を的確に把握し、気象情報の伝達に努めるものとする。また、火災発生時の通報連絡を徹底することなど、次の系統図によるものとする。

(1) 林野火災気象通報

林野火災気象通報は、火災気象通報の一部として気象官署が発表及び終了の通報を行うものとする。

なお、火災気象通報の通報基準は、第3章第1節の気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達計画のとおりである。

(2) 林野火災気象伝達系統



ない場合は、第5章第21節の広域応援派遣計画の定めるところにより、他の消防機関、他の市町村、北海道へ応援を要請するものとする。

3 林野火災予防対策

林野火災発生原因のほとんどが人為的によるものであるため、次により対策を講ずるものとする。

(1) 林野火災警防思想の普及宣伝

林野火災の防止を図るため、市民意識の高揚をめざし、次の対策を講ずるものとする。

- ア ポスター、旗等による啓発
- イ 市広報紙への啓発記事の掲載
- ウ 乾燥注意報発令時の啓発巡回

(2) 一般入林者対策

ハイキング、山菜採取等の入林者への対策として、次の事項を実施するものとする。

- ア タバコ及びたき火の不始末による出火の危険性について、十分な思想の啓発をする。
- イ 入林の許可、届出等について指導する。
- ウ 危険時の入林制限区域の周知を図る。

(3) 火入れ対策

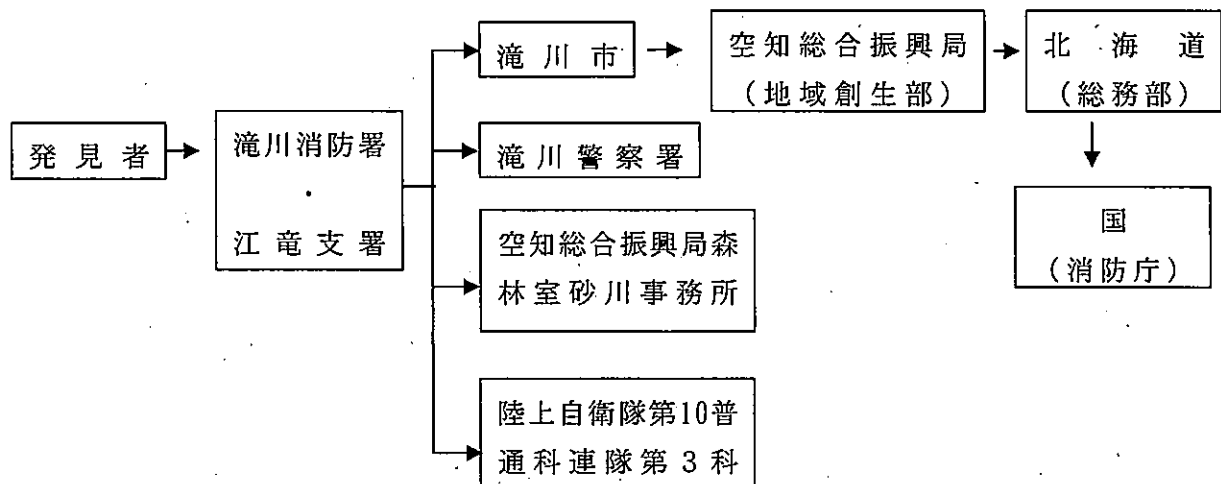
林野火災危険期間（4月から6月までをいう。）中の火入れは極力避けるようにするとともに、火入れを行おうとする者に対して次の事項を指導するものとする。

- ア 森林法（昭和26年法律第249号）及び滝川市火入れに関する条例（昭和63年滝川市条例第1号）の規定に基づく市長の許可を取得させ、火入れ方法を指導し、許可附帯条件を遵守させる。
- イ 火災警報発令又は気象状況急変の際は、一切の火入れを中止させる。
- ウ 火入れ跡地の完全消火を図り、責任者に確認させる。
- エ 火入れに該当しないたき火等の焼却行為についても、特に気象状況に十分留意するよう指導する。

4 応急対策

(1) 情報通信連絡系統

広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の連絡系統は、次のとおりとする。



(2) 実施事項

- ア 関係機関は、災害発生時に直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。
- イ 関係機関は、災害情報の収集に努めるとともに、把握した情報について迅速に他の関係機関に連絡するものとする。
- ウ 関係機関は、相互に緊密な情報交換を行い、情報の確認、共有化、応急対策の調整等を行うものとする。

5 災害広報

災害応急対策の実施にあたり、正確な情報を迅速に提供することにより混乱の防止を図るため、被災者の家族及び地域住民等に対して行う災害広報は、第5章第4節の災害広報計画の定めるもののほか、次により実施するものとする。

この場合において、市及び関係機関は、被災者の家族及び地域住民等に対し、次の情報を正確に、きめ細かく、適切に提供するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 被災者の安否情報
- (3) 医療機関等の情報
- (4) 関係機関の災害応急対策に関する情報
- (5) 避難の必要性、地域に与える影響
- (6) その他必要な事項

6 応急活動体制

- (1) 市長は、広範囲にわたる林野の焼失等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、直ちに北海道知事（空知総合振興局長）及び関係機関に通報するとともに、その状況に応じて応急活動体制を整え、その地域に係る災害応急対策を実施するものとする。

(2) 災害対策現地合同本部の設置

関係機関は、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、必要に応じて協議の上、現地合同本部を設置し、災害応急対策を行うものとする。

7 消防活動

林野火災消防については、火災を最も短時間に、最も容易に消火し、危険物を除去して火災の拡大防止に努めることにあるため各関係機関は、平常時より林野火災に即応する消火体制の強化を図るものとする。

- (1) 消火活動は、消防職員、消防団員が主体となって地上消火を行う。
- (2) 地上での消火活動が困難で、空中消火が必要と認めるときは、北海道知事（空知総合振興局長）に対し、第5章第15節の消防防災ヘリコプター活用計画及び第5章第22節の自衛隊派遣要請計画に基づき、北海道消防防災ヘリコプター又は自衛隊ヘリコプターの派遣を要請する。

8 避難措置

市及び関係機関は、人命の安全を確保するため、第5章第5節の避難救出計画の定めるところにより、必要な避難措置を実施するものとする。